



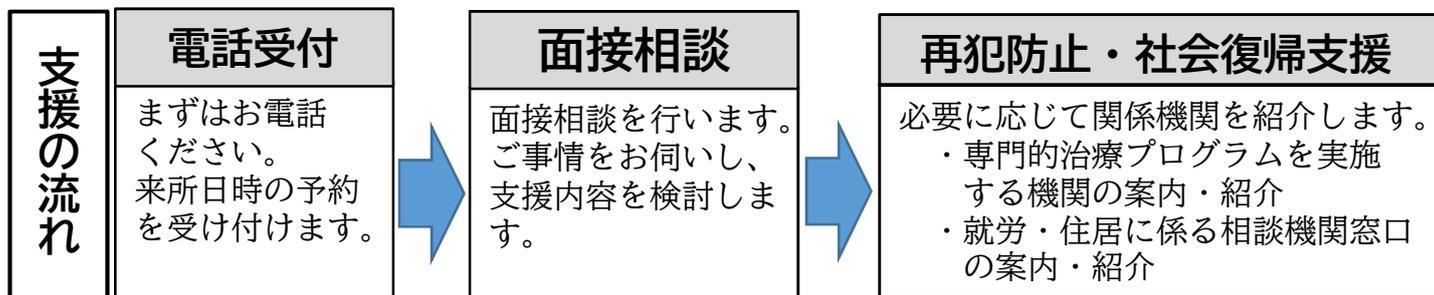
# 茨城県の相談窓口(性暴力を行った方)



- ・性犯罪で服役して出所したが、もう再犯したくない
- ・性犯罪で保護観察は終わったが、誰かに相談したい
- ・自分の性的な言動で人を傷つけない
- ・痴漢や盗撮をやめたい

性に関する問題には、あなた一人だけでは解決が難しく、治療や支援が必要となる場合があります。あなたが性暴力の加害者にならずに、社会の中でよりよく生きていけるよう、私たちがあなたをサポートします。

## ひとりで悩まず、まずはご相談ください



※支援内容は、お話しをお伺いした上で決めますので、全ての支援が必ず受けられるわけではありません。

**個人情報保護方針に基づき、厳格な個人情報管理を徹底します。**

## 住居等の届出

子ども（18歳未満）に対する性犯罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内に茨城県に住居を定めた場合、届出が必要です。  
(詳しくは、裏面をご覧ください)

相談時間: 平日9時～17時 (12時～13時を除く)  
電話番号: 029-301-3136  
(茨城県人権啓発推進センター ※事前予約制)

まずはお電話  
ください



# 住居等の届出

茨城県では、令和4年11月に「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を制定しました。令和5年4月1日から、この条例の第8条の規定に基づき、子ども（18歳未満）に対する性犯罪をした者は、**拘禁刑**に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過する日前に茨城県の区域内に住居を定めたときは、その日から14日以内に、茨城県に対して住居等の届出をする必要があります。

※改正刑法施行（令和7年6月1日）前になされた罪については、「拘禁刑」を「懲役又は禁錮」に読み替える。

## 届出が必要となる方

18歳未満の者に対し下記の罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内に茨城県に住居を定めた方。

<対象の罪>

- ・不同意わいせつ罪（改正前 強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪）
- ・不同意性交等罪（改正前 強制性交等罪、準強制性交等罪）
- ・監護者わいせつ、監護者性交等罪
- ・不同意わいせつ等致死傷罪（改正前 強制わいせつ等致死傷罪）
- ・営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）
- ・名誉き損罪（茨城県性暴力の根絶を目指す条例第2条第1項に規定する性暴力の場合）
- ・侮辱罪（茨城県性暴力の根絶を目指す条例第2条第1項に規定する性暴力の場合）
- ・強盗・不同意性交等及び同致死罪（改正前 強盗・強制性交等及び同致死罪）
- ・児童に淫行させる行為
- ・児童ポルノ製造罪
- ・常習強盗不同意性交等及び同致死罪（改正前 常習強盗強制性交等及び同致死罪）

※未遂罪の規定がある罪については、未遂罪の場合も届出が必要となります。

※茨城県迷惑行為防止条例に基づく、卑わいな行為については、届出が必要な場合もあります。

※改正刑法施行（令和5年7月13日）前になされた罪は、従前の罪名に読み替える。

※<対象の罪>の詳細を確認したい方は、QRコードを読み込んで、茨城県ホームページをご確認ください。



## 届出に必要なもの

### ○届出書

→ 様式は、茨城県人権啓発推進センターのホームページで入手できるほか、電話もしくはメールで問い合わせただければ、郵送します。

（メールアドレス：[koso5@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:koso5@pref.ibaraki.lg.jp)）

## 届出の方法

- ・届出の方法は、来所又は郵送とします。
- ・届出にあたっては、来所又は郵送先をお伝えするため、表面記載の電話番号にお電話ください。

※ 届出られた情報は、条例第8条第2項の規定に基づき、届出者の再犯防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外には使用しません。

※ 届出を受け付けた後は、届出者の意向に応じ、表面に記載の再犯防止及び社会復帰のための支援を行います。